

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I	現状
(1)	地域の災害リスク
	(洪水：小瀬川洪水ハザードマップ) 和木町のハザードマップによると、和木町商工会（以下、当会）も含め町内のほとんどの地域において、最大3mの浸水が予想されているほか、関ヶ浜地区の小瀬川沿いの一部で最大10mの浸水が予想されている。瀬田地区においては高所のため被害は比較的軽微と予想されている。
	(土砂災害：和木町土砂災害ハザードマップ) 和木町のハザードマップによると、山間の瀬田地区一帯は、土石流等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、事業者は少ない。当会事務所のある和木町文化会館も土石流の警戒区域となっている。
	(津波：和木町津波・高潮ハザードマップ) 和木町のハザードマップによると、和木地区の大部分で津波被害が予想されている。海から離れている関ヶ浜地区及び瀬田地区では被害が想定されていない。
	(高潮：和木町津波・高潮ハザードマップ) 和木町のハザードマップによると、和木地区は全域で2m以上の浸水が予想されている。また関ヶ浜地区や瀬田地区も小瀬川沿いの一部地域に軽微な被害が予想されている。
	(地震：和木町地震防災マップ) 和木町地震防災マップの防災地図によると、大竹断層による最大予測は震度7で、中心地である和木町役場周辺でも倒壊する建物の割合が60%以上と予想されている。
	(その他) 2014年8月6日の岩国和木豪雨災害では瀬田地区・関ヶ浜地区を中心に浸水・崩落など多大な被害を及ぼした。この豪雨により、人的被害に加え、全壊を含む住家被害が50戸にのぼり、断水・停電等の発生により町民の生活に多大な影響を及ぼすこととなった。
(2)	商工業者の状況
	・ 商工業者等数 167人 ・ 小規模事業者数 114人 【内訳】 2019年度商工会実態調査より

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	57	50	町内に広く分散
	製造業	12	10	沿岸部（和木町町5丁目）に多い
	卸・小売業	23	10	和木町中心部（和木1～4丁目）に多い
	サービス業	59	28	和木町中心部（和木1～4丁目）に多い
	その他	16	16	町内に広く分散している
合計		167	114	

（3）これまでの取組

1）和木町の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・民間企業との災害時応援協定の締結

2）当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・和木町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における初期対応と和木町災害対策本部との連絡体制を円滑に行うため、当会と和木町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【成果目標】

- ・事業継続力強化計画または事業継続計画の策定支援 10件
※参考資料：事業継続力強化計画に係る認定申請書
- ・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認 100件
巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と和木町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会会報や広報わき、当会及び和木町のウェブサイト等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等の即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和元年度事業継続計画を作成（別添のとおり）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者BCPの策定支援を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会・商工会議所等とのセミナー等の共催。
- ・ 自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等と連携し実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 和木町事業継続力強化支援ワーキング会議（構成員：当会、和木町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと仮定し、和木町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と和木町で和木町災害対策本部会議等を通じて情報共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と和木町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

発災前

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地域の事業者等に対し発災後の被害状況について、可能な範囲で商工会等に報告をいただくよう、案内チラシ等を活用して周知する。

発災後

- ・大まかな被害状況を確認し、和木町災害対策本部会議にて情報共有する。
- ・被害状況の確認方法

職員による現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）

地域の各事業所から商工会への被害報告

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

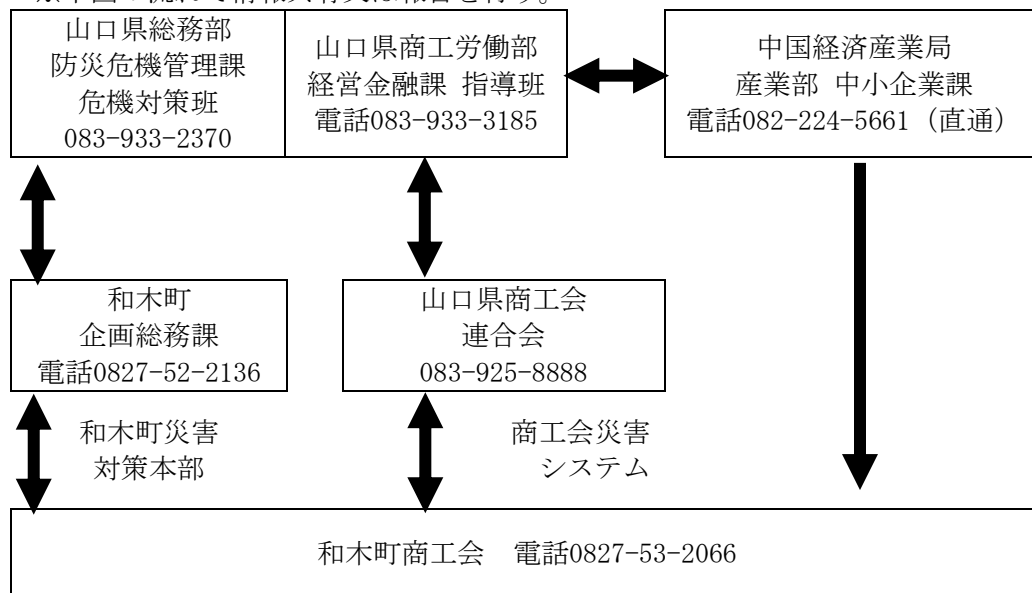
- ・本計画により、当会と和木町は「和木町災害対策本部会議」の開催の都度、被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者との随時情報共有を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・ 当会と和木町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、和木町の「応急危険度判定」「建物被害認定調査」「罹災証明書発行基準」等に照らし合わせて算定する。
- ・ 当会と和木町が和木町災害対策本部会議等で共有した情報を、和木町災害対策本部を通じて山口県へ報告する。
- ・ 当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、被害を確認した場合は随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は山口県の指定する方法で山口県商工労働部経営金融課へ被害状況を報告する。また、その情報は和木町災害対策本部（または和木町企画総務課）とも共有する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、和木町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、和木町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

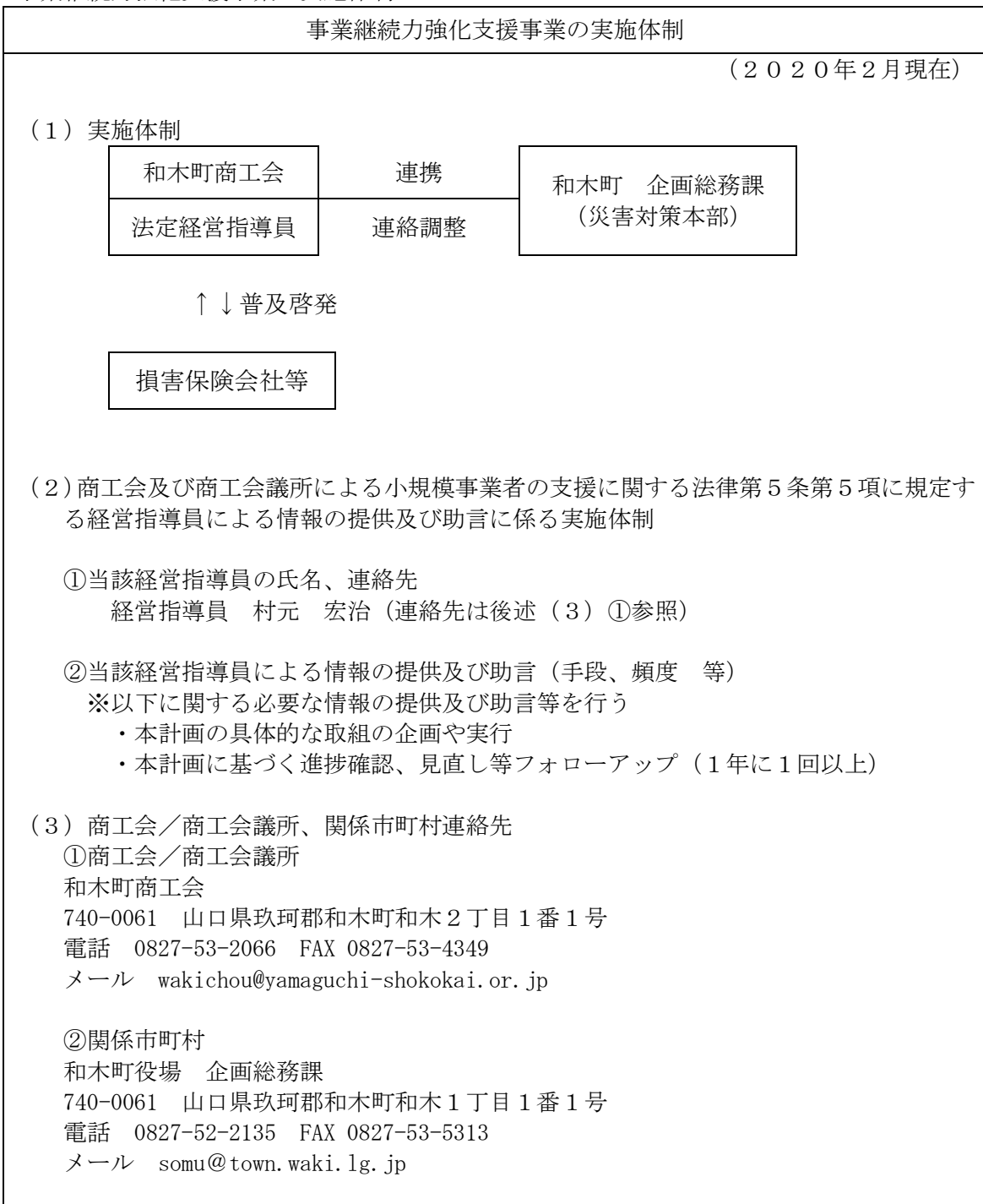
- ・ 和木町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
必要な資金の額	438	269	269	269	269
・ 専門家派遣	338	169	169	169	169
・ 協議会運営費	40	40	40	40	40
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ ウェブサイト 更新料	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、和木町補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。